

研修報告書

焼津市議会議長 様

議員氏名 秋山博子

令和 5 年 5 月 27 日 下記のことについて、研修に参加したため、概要について報告いたします。

研修名	「元福井地裁裁判長 私が原発を止めた理由」
研修の目的	浜岡原発は 2011 年の福島原発事故が起きた後の 5 月以来、稼働を中止しているが、再稼働に向けた審査が進められている中、31 キロ圏内の焼津市は、原発をどう受け止めたら良いのか学びたい。(主催／脱原発自然エネルギー推進静岡・議員の会、講師／元福井地裁裁判長・樋口英明氏)

所 感

樋口英明さんは 2014 年 5 月、関西電力大飯原発 3・4 号機の運転差し止めを命じる判決を下し、2015 年 4 月には関西電力高浜原発 3・4 号機の再稼働差し止めの仮処分決定を出した裁判長である。判決文にある「国富とは・・」の下りは多くの人の共感と感動を集めて大きな話題にもなっている。講演はたいへん分かりやすい平易な言葉で進み、論理はシンプルで明確であった。まず、原発の本質とは「人が管理し続けないといけない(止める・冷やす・閉じ込める)」「人が管理できなくなった時の事故の被害は想像を絶するほど大きい」という、ただ二つなのだという。

そして、通常の東京電力の売り上げ 5 兆円に対し利益は 5% の 2,500 億円、事故の損害額は 25 兆円。つまり一度の事故によって大企業の 100 年分の利益が飛んでしまうような発電方法にコスト論は通用しないと考える。

2011 年の福島原発事故における最悪のシナリオは避難区域 250 キロ、4,000 万人が避難。東日本が壊滅するほどの事故になった可能性がある。それが奇跡のような偶然が重なったことでかろうじて 15 万人避難となった。この奇跡のような偶然(例えば 4 号機、本当は震災 4 日前に抜き取るはずだった水がなぜか残っていた。その水が、地震によって仕切りがズレたことで冷却水として流れ込んでいた)を知る人は心底驚くに違いない。本当に紙一重であったのだ。そして話は耐震の議論へと進むのだが、700 ガルの地震が来れば原発は危うくなるのに、なぜ多くの裁判長は原発を止めないのか、と語る。

今後の参考となる事項

●福島の被災地を目の当たりしたスタディツア一直後の講演ということもあり、講師の「奇跡のような偶然」の話には、そうだったのか!と驚愕した。私たちはあまりにも真実から遠く、専門家ではないことを言い訳のようにして逃げ込んでいるのかもしれない。エネルギーの安全保障は国の政策だが、それぞれの地域に暮らす市民が主役であることは間違いないはずだ。原発立地自治体では原発再稼働を容認する市民の割合が徐々に高くなっているとも聞く。まずは知ること、実感することから始めたい。

* 上記に書ききれない場合は、適宜別紙を添付してください。

* 参考資料等がある場合は、添付してください。

脱原発自然エネルギー推進静岡・議員の会 総会と講演会のご案内

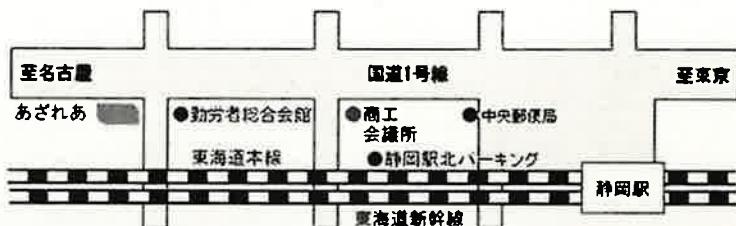
日時：2023年5月27日（土）

午後1時半～4時半

場所：アザレア（静岡県男女共同参画センター）

静岡市駿河区馬渓1丁目17-1

静岡駅北口から西方向へ 徒歩約8分



第一部：講演会 13:30～15:30

講師：元福井地裁裁判長 樋口英明さん

演題：「私が原発を止めた理由」



第二部：総会 15:40～16:30

参加費：議員 1,000円

一般 500円

*総会を含めて、どなたでも参加できます。

原発事故のもたらす被害は極めて甚大です。それゆえ原発には高度の安全性が求められます。我が国の原発の耐震性は極めて低いです。よって原発の運転は許されません。

福井地裁大飯原発運転差止め訴訟判決で、樋口裁判長は明快な論理で原発を止めました。ウクライナ戦争で原発が戦争で攻撃されたら、原爆を落とされる以上の危険性があることも分かりました。

樋口さんのお話を聴いて、浜岡原発を抱える私たちが何をすべきか、共に考えましょう。